

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
31	特別児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大分市は、特別児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大分市長

## 公表日

令和6年9月30日

# I 関連情報

<b>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務</b>	
①事務の名称	特別児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づき、精神又は身体に障害を有する児童を監護する父母、又は父母にかわって児童を養育する者に対して、特別児童扶養手当を支給している。 事務主体は県であり、認定・手当支給等は県が行う。 特別児童扶養手当の支給に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①認定請求や各種届出の受付(所得情報、住基情報の閲覧) ②県への進達 ③受給者への証書交付に関わる事務 ④台帳管理
③システムの名称	福祉総合システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
<b>2. 特定個人情報ファイル名</b>	
特別児童扶養手当情報ファイル	
<b>3. 個人番号の利用</b>	
法令上の根拠	○番号利用法第9条第1項 別表66の項
<b>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</b>	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	1. 情報提供 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表20、29、42、80、81、91、125、155の項 2. 情報照会 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表91の項
<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	大分市 福祉保健部 障害福祉課 企画部 情報政策課
②所属長の役職名	障害福祉課長 情報政策課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	大分市 総務部 総務課 情報公開室 〒870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	大分市 福祉保健部 障害福祉課 〒870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号 電話 097-534-6111(代表)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	所属長	障害福祉課長 原田 耕一 情報政策課長 佐藤 善信	障害福祉課長 情報政策課長	事後	
令和2年4月1日	IIしきい値判断項目	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年9月1日	②法令上の根拠	1. 情報提供 (1) 番号法第19条第7号 別表第二の16、19、26、30、56の2、57、66、87、116の項	1. 情報提供 (1) 番号法第19条第8号 別表第二の16、19、26、30、56の2、57、66、87、116の項	事前	事前通知事項
令和3年9月1日	②法令上の根拠	2. 情報照会 (1) 番号法第19条第7号 別表第二の66の項	2. 情報照会 (1) 番号法第19条第8号 別表第二の66の項	事前	事前通知事項
令和6年9月30日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の概要	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年7月2日法律第134号)に基づき、精神又は身体に障害を有する児童を監護する父母、又は父母にかわって児童を養育する者に対して、特別児童扶養手当を支給している。 事務主体は県であり、認定・手当支給等は県が行う。 特別児童扶養手当の支給に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①認定請求や各種届出の受付(所得情報、住基情報の閲覧) ②県への進達 ③受給者への証書交付に関わる事務 ④台帳管理	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づき、精神又は身体に障害を有する児童を監護する父母、又は父母にかわって児童を養育する者に対して、特別児童扶養手当を支給している。 事務主体は県であり、認定・手当支給等は県が行う。 特別児童扶養手当の支給に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①認定請求や各種届出の受付(所得情報、住基情報の閲覧) ②県への進達 ③受給者への証書交付に関わる事務 ④台帳管理	事後	
令和6年9月30日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	○番号法第9条第1項 別表第一の46の項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第37条	○番号利用法第9条第1項 別表66の項	事後	
令和6年9月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供 (1) 番号法第19条第8号 別表第二の16、19、26、30、56の2、57、66、87、116の項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第12条、第19条、第30条、第31条、第37条、第44条 ※番号法別表第二 19、30、116の項に係る主務省令は未設定。 2. 情報照会 (1) 番号法第19条第8号 別表第二の66の項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第37条	1. 情報提供 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表20、29、42、80、81、91、125、155の項 2. 情報照会 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表91の項	事後	